

利用者負担段階		居住費等							食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室			施設サービス	短期入所サービス
				特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院※2	老健・医療院等		
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	380円	550円	0円			300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が80万9千円以下の人	880円	550円	480円	550円	430円			390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が80万9千円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円			650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円			1,360円	1,300円
(参考)基準費用額※1		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円	1,445円	

※1:基準費用額は、国が定める食費・居住費の標準的な額となります。負担限度額認定を受けていない方については、利用者と施設との契約により定められますので、利用される施設により異なります。

※2:「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の場合の基準費用額は※2内の金額となります。詳細はご利用の施設にご確認ください。

(R7.8.1以降)